

# 令和6年10月分から 児童手当制度が変わります！



令和6年10月分（12月支給）から児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。支給にあたっては、**申請が必要な場合**と**不要な場合**がありますので、**裏面のフローチャート**をご確認ください。

## 制度内容の比較

主な変更	改正（拡充）前 （令和6年9月分まで）	改正（拡充）後 （令和6年10月分から）
支給対象	中学校修了前までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方	<b>高校生年代までの児童</b> （18歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方
所得制限	所得制限あり	<b>所得制限なし</b>
手当月額	○3歳未満 一律：15,000円 ○3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ○中学生 一律：10,000円 ○所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円（特例給付） ○所得上限限度額以上：支給なし	○3歳未満 第1子・第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b>  ○3歳～ <b>高校生年代</b> 第1子・第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b>
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支給） 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	<b>6回（偶数月）</b> （各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の算定対象 （カウント方法）	18歳到達後の最初の年度末まで の児童	18歳到達後の最初の年度末まで の児童 ＋ <b>児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降～22歳年度末までの子</b>
定時支払通知書	支払通知でのお知らせあり	<b>支払通知でのお知らせなし</b> ※通帳の記帳などにより振込をご確認ください

例）21歳、14歳、10歳の3人のお子様を養育している方の場合  
→21歳のお子様を第1子、14歳のお子様を第2子と数え、10歳のお子様を第3子以降の手当額が適用されます。

お問い合わせ

真狩村住民課福祉係（0136-45-3612）